

令和8年度

藤岡市屋外広告物管理システム導入業務仕様書

令和8年4月

藤岡市 都市建設部 都市計画課

藤岡市屋外広告物管理システム導入業務

第1章 総 則

(業務の目的)

第1条 本市では、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を目的として、藤岡市屋外広告物条例によって広告物の規制又は誘導をおこなっている。

本仕様書は、適正な屋外広告物許可事務、違反広告物等の管理又は住民からの苦情など日常における維持管理情報の円滑な更新等を行うため、本市が実施する「藤岡市屋外広告物管理システム導入業務」(以下「本業務」という。)において適用される主な事項を定めるものとする。

(業務の範囲及び履行場所)

第2条 本業務の作業範囲は、藤岡市全域とし、履行場所は、藤岡市都市建設部都市計画課又は本市が指定する場所とする。

(業務の概要)

第3条 本業務の作業概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 屋外広告物管理システムの導入 | 1式 |
| (2) 既存屋外広告物管理システム内データの抽出、変換及び導入するシステムへのデータの移行並びに構築等 | 1式 |
| (3) システムのカスタマイズ及びセットアップ等 | 1式 |

(準拠する法令等)

第4条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令規程等に準拠するものとする。

- (1) 藤岡市屋外広告物条例及び同施行規則
- (2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- (3) 都市計画法
- (4) 藤岡市財務規則及び諸規則
- (5) その他の関係法令および通達、条例ならびに諸規則

(作業計画)

第5条 本業務の実施にあたり、受託者は各作業を履行期間内に遅滞なく完了させるために必要な作業計画を立案し、以下の書類を提出の上、委託者の承認を受けるものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務主任技術者選任通知書

(4) その他、委託者が必要と認める資料

(主任技術者)

第6条 主任技術者は、業務全体の技術管理責任者として、本市と同等規模以上の地方自治体への屋外広告物管理システム又は類似のシステムの構築実績があること。

(個人情報保護)

第7条 本業務では極めて守秘性の高い個人情報を取り扱うことから、受託者は以下の要件を満たすこととする。

- (1) プライバシーマークの許諾番号または ISMS の認証登録番号を取得していること、若しくは、これに相当する社内綱領を定めている事業者であること。
- (2) 貸与された個人情報を作業場所以外に持ち出さないこと。また、本業務の再委託を行わないこと。
- (3) 受託者は、この契約の履行による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託業務の実施場所)

第8条 本業務の実施においては、貸与資料の重要性・機密性を十分考慮し、作業の実施場所は、受託者の事業所内とすること。貸与資料は勿論のこと複製物や中間成果物等（電子化されたデータを含む）を実施場所以外に持ち出すことは厳禁する。

(紛争の回避)

第9条 本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、事前に土地の所有者の了承を得て紛争の起こらないよう留意することとする。現地作業を行う場合は、委託者が発行する身分証明書を必ず携帯しなければならない。

(資料の貸与)

第10条 本業務に必要な資料は、委託者より受託者に貸与する。受託者は、貸与資料を破損・紛失しないよう慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返却するものとする。なお、資料の貸与に際し、ファイル形式を変換する必要がある場合、その経費は受託者が負担するものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 都市計画情報データ | 1式 |
| (2) 屋外広告物許可申請データベース | 1式 |
| (3) 屋外広告物規制図又はデータ | 1式 |
| (4) その他必要と思われる資料 | 1式 |

(機密の保持)

第11条 受託者は、本業務の遂行により知り得た情報を委託者の承認を得ずに第三者へ漏らしてはならない。業務の完了後も同様とする。

(損害賠償)

第12条 本作業実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任は受託者が負い、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告するとともに、委託者の指示に従うものとする。また、業務完了後に受託者の過失、または疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、委託者の必要と認める修正、補正及び必要な措置を受託者の負担で行うものとする。

(疑義)

第13条 本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(安全管理)

第14条 受託者は、作業実施にあたり交通事故、その他事故等のないよう安全管理に努めるものとする。

(履行期間)

第15条 本業務の履行期間は、契約の締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

(契約額等)

第16条 契約額には、委託業務の内容を実施するために必要となる一切の経費を含むものとする。

(協議)

第17条 その他の必要な事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。

第2章 藤岡市屋外広告物管理システム

(作業概要)

第18条 貸与資料より本業務内で納入する藤岡市屋外広告物管理システムの構築及びシステム内で利用するためのデータ変換及びデータベース構築及び既存システムで使用しているデータベースを本システムの仕様に合わせて変換し、移行を行うものとする。また、屋外広告物管理システムを利用するためのセットアップやマニュアル作成等も行うものとする。

(計画準備)

第19条 藤岡市屋外広告物管理システムを導入するにあたり、その作業方法を検討し、計画立案を行うものとする。

(打合せ協議)

第20条 受託者は、作業着手前及び作業期間中は、発注者と十分な打ち合わせを行い実施作業において遺漏のないように努めるものとする。また、その結果について主任技術者が協議簿を記録し相互に確認するものとする。

(屋外広告物管理システムの導入)

第21条 作成された屋外広告物データを運用するための「藤岡市屋外広告物管理システム」の導入を行う。導入するシステムは、本市と同等規模以上の地方自治体において仮想サーバでの導入及び運用の実績のあるもの又は同等の実績があるものと認められるものとし、地図を用いない仕様とする。また、システムで利用するライセンス数は、1ライセンス（又はライセンスフリー）とする。システム導入時には本市職員にソフトウェア研修を行い、操作マニュアルについても作成すること。システムは庁内サーバで管理されるものとし、要求される機能等については、別紙「屋外広告物管理システム機能要件」の通りとする。

(データ変換及びシステムカスタマイズ)

第22条 本市所有の既存システムのデータベースより、本業務で作成されるシステムへ利用可能なフォーマットへの変換及びデータベース構築等を行い、既存システム内の機能で問題のある点などについては、発注者と別途協議の上、システムのカスタマイズ等を行うものとする。

(システムセットアップ)

第23条 本市所有のサーバへのセットアップ（ミドルウェア及びその他本システムの運用に必要なソフトウェアのインストール等）を行う。また、本市職員のパーソナルコンピュータへ「藤岡市屋外広告物管理システム」のインストール及びセットアップを行い、動作確認等を行うものとし、セットアップ等にあたっては事前に行革・デジタル推進課と協

議を行い、その指示に従って実施すること。

(システム保守)

第24条 本システムは、安定的なシステム運用を行うため次年度以降継続的なシステム保守を予定している。なお、保守は以下の内容を含むものとする。

- (1) 不具合によるシステムの修正。
- (2) 操作に関する問い合わせへの対応（メール及び電話等）。
- (3) 人事異動や PC 入れ替え時のシステムセットアップや操作説明。
- (4) 軽微なシステム改修作業。

第3章 成 果 品

(成果品)

第25条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 藤岡市屋外広告物管理システム | 1式 |
| (2) システム内で利用する各種電子データ | 1式 |
| (3) 操作マニュアル及び運用管理マニュアル | 1式 |
| (4) その他、委託者が必要と認める資料 | 1式 |

(納入場所)

第26条 成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

藤岡市都市建設部都市計画課、または、本市が指定する場所

(完了検査)

第27条 受託者は、委託者の完了検査の合格をもって完了と認めることとする。

(成果品の権利関係)

第28条 委託者が貸与した資料にもとづく成果品の著作権・所有権等の諸権利は委託者に帰属する。委託者がデータを自由に加工・編集・配布することを受託者は了承するものとする。委託者が権利を有しないデータおよび市販のデータ等を利用して整備したデータの諸権利は、当該データの制作者が定める規定による。営利・非営利を問わず、受託者が委託者の事前の承諾を得ずに他の目的で成果品を利用することを厳禁する。

尚、本業務で導入したソフトウェアの所有権・著作権等の諸権利は、成果品が納入された時点で受託者から委託者へ譲渡される。ソフトウェアのうちミドルウェア及びパッケージ型ソフトウェアに関する諸権利は、受託者または当該ソフトウェアの製造元に帰属する。成果品の納入により受託者は委託者によるソフトウェアの所有及び使用を許諾するものとする。

出力様式等一覧

1 屋外広告物許可業務に係る出力様式等一覧

番号	申請書等の種類	業務の種類
1	屋外広告物許可申請書	新規、変更、更新
2	屋外広告物台帳	新規、変更、更新
3	屋外広告物内訳書	新規、変更、更新
4	自己点検報告書	更新
5	屋外広告物表示届出台帳	表示届（長期及び短期）
6	宛名ラベル	更新
7	屋外広告物台帳（是正指導用）	是正指導
8	違反物件（是正指導物件）一覧	是正指導
9	屋外広告物内訳書一覧	新規、変更、更新、編集・分析、各種統計処理
10	管理者等設置届出台帳	新規、変更、編集・分析、各種統計処理
11	管理者等変更届出台帳	変更、編集・分析、各種統計処理
12	除却滅失届出一覧	編集・分析、各種統計処理
13	徴収簿一覧	編集・分析、各種統計処理
14	徴収簿月集計	編集・分析、各種統計処理
15	徴収簿年度集計	編集・分析、各種統計処理